

## 2 県の施策を踏まえた修正

項目	県の施策を踏まえた修正の方向	修正箇所					
		編	章	節	項目名		
(1) 奈良県地域防災活動推進条例の制定	<p>第6 奈良県地域防災活動推進条例との関係</p> <p>1 目的 この条例は、県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、県民等による地域における防災活動及びこれを推進する施策の基本的な事項を定めることにより、地域における防災力の向上を図り、もって奈良県地域防災計画等に基づき県が実施する防災対策と相まって、県民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とし、平成26年4月1日より施行されている。</p> <p>2 防災の日及び防災週間 県民等の防災に関する理解を深めるとともに、地域における防災活動の一層の推進を図るため、次に掲げる防災の日及び防災週間を設ける。 (1)奈良県地震防災の日 7月9日 (2)奈良県地震防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間 (3)奈良県水害防災の日 8月1日から8月3日まで (4)奈良県水害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間 (5)奈良県土砂災害防災の日 9月3日及び9月4日 (6)奈良県土砂災害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間</p>	水害	1	1	目的	(新規) 第6 奈良県地域防災活動推進条例との関係 1 目的 2 防災の日及び防災週間	
		地震	1	1	目的	(新規) 第6 奈良県地域防災活動推進条例との関係 1 目的 2 防災の日及び防災週間	
	第5 災害教訓の伝承 県は、奈良県において過去に発生した災害に基づき制定された3つの「奈良県防災の日・防災週間」を中心に、災害の教訓の伝承と併せて市町村と合同の災害に応じた訓練、防災講演会など各種行事を実施し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。	水害	2	5	防災教育計画	(新規) 第5 災害教訓の伝承	
		地震	2	6	防災教育計画	(新規) 第5 災害教訓の伝承	
(2) 奈良県国土強靱化地域計画の策定	<p>第7 奈良県国土強靱化地域計画との関係</p> <p>県は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)に基づき、奈良県国土強靱化地域計画を策定し、その進捗を管理する。</p>	水害	1	1	目的	第7 奈良県国土強靱化地域計画との関係	
		地震	1	1	目的	第7 奈良県国土強靱化地域計画との関係	
(3) 一斉安全確保訓練の実施	<p>第2 県・市町村が実施する訓練</p> <p>(3)地域内の誰もが、それぞれの場所で参加できる訓練 県は、従前の訓練会場に参加者を集める方式だけでなく、事前登録した不特定多数の参加者が、訓練開始合図で一斉にそれぞれの場所で行う、自身の安全確保訓練を実施する。</p>	地震	2	7	防災訓練計画	(新規) 第2 県・市町村が実施する訓練 2 県	
(4) 通信体制の整備	①防災行政通信ネットワークの整備	<p>第1 県の情報通信施設等</p> <p>1 県防災行政無線設備 (3)最適化計画 平成15年度に整備した県防災行政無線は、今後設備の老朽化等に伴い、地上系無線回線の代わりに高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイを利用した有線回線を主回線として整備する。また、有線回線断線時のバックアップとして衛星系回線及び衛星携帯電話を組み合わせた防災行政通信ネットワークを整備する。</p>	水害	2	18	通信体制の整備計画	第1 県の情報通信施設等 1 県防災行政無線設備
			地震	2	24	通信体制の整備計画	第1 県の情報通信施設等 1 県防災行政無線設備
	②Lアラート	<p>第9 Lアラート(旧称:公共情報 commons)</p> <p>県では県防災行政通信ネットワークの再整備と併せて、ICT技術を活用して災害情報の集約・分析等の作業を支援する防災情報システムの整備を進めており、Lアラートに接続して連携できるようにする。</p>	水害	2	18	通信体制の整備計画	第9 Lアラート(旧称:公共情報 commons)
			地震	2	24	通信体制の整備計画	第9 Lアラート(旧称:公共情報 commons)
	③多様な手段を複合的に活用	<p>第7 住民への情報伝達手段の確保</p> <p>発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、市町村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような複数の情報伝達手段の確保に努める。また、Lアラート等の県内普及に向けて、県及び市町村は一緒に検討を進める。 その際は、高齢者、障害者等への配慮が必要である。</p> <p>1 テレビ放送(ケーブルテレビ含む) 2 ラジオ放送(コミュニティFM含む) 3 市町村防災行政無線(同報系)(屋外拡声器、戸別受信機) 4 IP告知システム 5 緊急速報メール 6 ツイッター等のSNS 7 広報車、消防団による広報 8 電話、FAX、登録制メール 9 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ</p>	水害	2	1	避難行動計画	第7 住民への情報伝達手段の確保
			地震	2	1	避難行動計画	第6 情報伝達手段の確保

項目	県の施策を踏まえた修正の方向	修正箇所			
		編	章	節	項目名
(5) 地震防災緊急事業五箇年計画の更新	<p>第21節 第五次地震防災緊急事業五箇年計画 地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「奈良県第五次地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、計画に基づく事業を推進する。</p> <p>第1 計画の概要 1 計画年度 平成28～32年度</p>	地震	2	21	<p>第四次地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>第1 計画の概要 第2 対象事業及び事業費等</p>
(6) 緊急消防援助隊の応援要請手順等の追記	<p>第7 緊急消防援助隊の応援要請計画 1 応援要請 (2) 消防庁長官への応援要請 知事は、被災地の市町村長から緊急消防援助隊の出動要請を受け、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防隊の応援が必要と判断したとき(死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときを含む。)は速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。 知事は、災害の規模等を照らし緊急を要する場合は、被災地の市町村長からの要請を待たずに消防庁長官に対して要請を行う。 緊急消防援助隊の応援に関する知事の要請は、迅速化を図るため次のとおり段階的に行うものとする。 ① 直ちに、電話(災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。)により緊急消防援助隊の応援の要請を行う。 ② 災害の概況、出動を希望する区域・活動内容等が明らかになり次第、電話によりこれらを報告する。 ③ 詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等が把握した段階で速やかに、書面によりこれらを報告する(報告は、ファクシミリにより行い、併せて電子メールによっても可能)。 また、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う際は、同時に緊急消防援助隊の応援の必要性についても検討するものとする。</p> <p>2 消防応援活動調整本部の設置 緊急消防援助隊の応援決定がされたときは、緊急消防援助隊が迅速かつ的確な活動ができるよう消防応援活動調整本部を設置する。 なお、消防応援活動調整本部は、災害発生時、県及び実働関係機関が定期的な会議の開催等による情報共有や次に掲げる事項の調整を図れるよう奈良県災害対策本部と近接した場所に設置するものとする。 (1) 進出拠点及び進出経路の確保、当該拠点への連絡員の派遣等、緊急消防援助隊の円滑な受入れに関すること (2) 救助活動拠点、宿営場所、その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること (3) 緊急消防援助隊等の実働関係機関の活動に必要な情報提供に関すること (4) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること (5) 実働関係機関胸痛の活動方針、かつ同時の安全基準、トリアージ基準等の調整に関すること (6) 救急・地域医療搬送における搬送手段・搬送先の調整に関すること (7) 県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援に関すること</p>	水害	3	12	<p>受援体制の整備(県内で災害発生の場合)</p> <p>第7 緊急消防援助隊の応援要請計画 1 応援要請 2 消防応援活動調整本部の設置</p>
		地震	3	13	<p>受援体制の整備(県内で災害発生の場合)</p> <p>第7 緊急消防援助隊の応援要請計画 1 応援要請 2 消防応援活動調整本部の設置</p>
(7) 災害時拠点強靱化緊急促進事業の追記	(5) 災害時拠点強靱化緊急促進事業 南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。	水害	2	11	<p>まちの防災構造の強化計画</p> <p>(新規) 第3 災害に備えた取組 3 災害に強いまちづくり施策</p>
		地震	2	12	<p>まちの防災構造の強化計画</p> <p>(新規) 第3 災害に備えた取組 3 災害に強いまちづくり施策</p>
(8) 大規模盛土造成地マップの作成	<p>第4 宅地の安全性の向上 1 宅地の安全性 大地震が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の概ねの位置や規模を調査する第1次スクリーニングの実施と大規模盛土造成地マップを作成し、公表・配布、ホームページへの掲載等により住民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努める。 引き続き、第2次スクリーニングを計画的に進めるために調査の優先度を決定し、優先度の高い大規模盛土造成地から現地調査と安全性の検証を進める。</p>	地震	2	19	<p>地盤災害予防計画</p> <p>第4 宅地の安全性の向上 1 宅地の安全性</p>

項目	県の施策を踏まえた修正の方向	修正箇所					
		編	章	節	項目名		
(9) 土砂災害防止対策の推進	①基礎調査の実施	第2 土砂災害に関するソフト施策 1 県 平成27年1月に改正・施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査(以下「基礎調査」という。)を行う。 土砂災害から住民の生命を守るために、基礎調査の調査結果を速やかに公表した後、土砂災害警戒区域等を指定することにより、危険な区域を地域の住民に周知することで、警戒避難体制の整備促進を図る。	水害	2	32	総合的な土砂災害防止対策	第2 土砂災害に関するソフト施策 1 県
	②警戒区域の指定	第2 土砂災害に関するソフト施策 1 県 (1)土砂災害発生のおそれのある場所の周知 土砂災害のおそれのある区域において警戒避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためにも、土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行う必要がある。 また、土砂災害警戒区域等が未指定の地域においても、基礎調査が完了している地域については、基礎調査の結果を公表し、県のホームページや土木事務所、市町村の役場などで、土砂災害警戒区域に相当する区域を閲覧することができるよう、土砂災害発生のおそれのある場所の周知を行う。そのため県は、市町村に基礎調査の調査結果及び当該区域が土砂災害警戒区域等に指定された際のデータ提供を行なう。	水害	2	32	総合的な土砂災害防止対策	(新規) 第2 土砂災害に関するソフト施策 1 県
	③地域防災マップ	第2 土砂災害に関するソフト施策 1 県 (3)地域防災マップづくり 県は平成27年3月に作成した「奈良県地域防災マップづくりガイドライン」を活用し、自主防災組織や住民が地域に特化した防災マップ作成の主体となり、その作成過程での防災に関する「気づき」や「きっかけ」の発見を促す『地域防災マップづくり』のワークショップを県内全域へ展開すること等で、市町村の警戒避難体制の整備を支援する。	水害	2	32	総合的な土砂災害防止対策	第2 土砂災害に関するソフト施策 1 県
	④警戒避難体制の強化	2 市町村 (1)警戒避難体制の強化 市町村は土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、住民が安全で円滑な避難ができるように、当該地域ごとに以下の項目について定め、警戒避難体制の強化を図る。 ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地 ⑤ 救助に関する事項 ⑥ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法	水害	2	32	総合的な土砂災害防止対策	第2 土砂災害に関するソフト施策 2 市町村
(10) ため池の整備の支援	1 ため池等防災対策推進事業の実施 (1)ため池防災対策調査計画事業の実施 堤高15m以上のため池や堤高10m以上で貯水量10万m3以上のため池のほか、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」とし、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等を進める市町村等に対して支援を行う。 (2)ため池整備事業の実施 老朽化等による堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池、耐震調査の結果、補強を必要とするため池等、防災上整備の必要なため池について、市町村等からの申請に基づき、県営ため池整備事業、団体営ため池整備事業等で整備を行う。	水害	2	38	ため池災害予防計画	第2 計画方針 1 ため池等防災対策推進事業の実施	
		地震	2	19	地盤災害予防計画	第3 ため池の整備 2 計画方針	

項目	県の施策を踏まえた修正の方向	修正箇所				
		編	章	節	項目名	
(11) 長期避難世帯の認定等	<p>5 長期避難世帯</p> <p>(1) 認定  県は、住宅に直接被害が及んでいる又は被害を受ける恐れがあるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められ、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続しており、かつその状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある世帯を、長期避難世帯として認定する。</p> <p>(2) 公示  県は、長期避難世帯の認定をしたとき、以下の事項について速やかに内閣府及び被災者再建支援法人に報告するとともに、公示する。</p> <p>① 長期避難世帯の所在する市町村名及び地域名  ② 長期避難世帯となった日  ③ 公示を行う日  ④ その他必要な事項</p> <p>(3) 解除  県は、長期避難世帯として認定後、避難勧告等の解除等により、当該住宅の居住不能状態が解消された場合にあっては、速やかに長期避難世帯認定の認定を解除する。  ただし、避難勧告等の解除後も、ライフラインの復旧に期日を要する場合には、当該ライフラインの復旧までは長期避難世帯として取り扱うものとする。  また、長期避難世帯の認定を解除した場合は、(2)に準じて速やかに内閣府及び被災者再建支援法人に報告するとともに、公示する。</p>	水害	4	2	被災者の生活の確保  (新規) 第2 被災者生活再建支援法 5 長期避難世帯	
		地震	4	2	被災者の生活の確保  (新規) 第2 被災者生活再建支援法 5 長期避難世帯	
(12) 関西広域連合への加入	<p>第4 他府県等との合同訓練  関西広域連合が実施する広域応援訓練にも、構成県として参加する。</p>	水害	2	6	防災訓練計画	第4 他府県等への合同訓練
		地震	2	7	防災訓練計画	第4 他府県等への合同訓練
	<p>第1 被災地への人的支援  2 市町村及び県は、災害時における応援協定、全国知事会、関西広域連合、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。</p>	水害	3	11	支援体制の整備	第1 被災地への人的支援
		地震	3	12	支援体制の整備	第1 被災地への人的支援

### 3 法令・国防災基本計画等に基づく修正

項目	法令・国防災基本計画等による修正の方向	修正箇所			
		編	章	節	項目名
(1) 住民への避難行動等の情報伝達	市町村は、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。	水害	3	1	避難行動計画 第1 避難勧告等の発令 2 避難勧告等の発令
(2) 日本工業規格に基づく図記号	誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示	水害	2	1	避難行動計画 第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備
		地震	2	1	避難行動計画 第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備
(3) 避難場所の開錠・開設	市町村(都道府県)は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの避難活動を促進する。	水害	2	1	避難行動計画 第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備
(4) 発令基準の策定	市町村は、発災時に迅速かつ的確な避難勧告等の発令が行えるよう、避難勧告等に係る具体的な発令基準を策定する。水害は河川の水位や気象情報、土砂災害は土砂災害・防災情報システムのメッシュ情報や気象情報を使用した具体的な基準を策定する。また、勧告等を有効なものとするため、発令する対象地域を適切に設定するよう留意する。	水害	2	1	避難行動計画 第6 具体的な発令基準の策定
		水害	2	32	総合的な土砂災害防止対策 第2 土砂災害に関するソフト施策 2 市町村
(5) 分かりやすい水害リスクの開示	地方公共団体は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となる分かりやすい水害リスクの開示に努める。	水害	2	1	避難行動計画 第8 住民への周知及び啓発
(6) 早期の立退き避難が必要な区域の明示等	市町村(都道府県)は、ハザードマップ、防災マップ等の作成を行い、住民等に配付する際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また地方公共団体は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。	水害	2	1	避難行動計画 第8 住民への周知及び啓発
		水害	2	30	水害への備え 第1 浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知 4 住民への周知
		水害	2	5	防災教育計画 第2 県民に対する防災教育 1 普及の内容
(7) 複合的な災害の発生を考慮	市町村は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画し、その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮、河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。	水害	2	1	避難行動計画 第9 市町村における計画
(8) 近隣市町村における指定緊急避難場所	市町村は、災害の想定等により必要に応じ、近隣市町村の協力を得て指定緊急避難場所を設ける。	水害	2	2	避難生活計画 第3 多様な施設の利用 3 隣接市町村等における受入体制の検討
		地震	2	2	避難生活計画 第3 多様な施設の利用 3 隣接市町村等における受入体制の検討
(9) 住民の主体的な運営、外部支援者の活用	市町村は、各避難所の適切な運営を行い、運営に必要な業務について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。	水害	2	2	避難生活計画 第6 避難所の運営 1 避難所運営マニュアルの作成 2 住民等による避難所の運営体制の整備 3 避難所開設・運営訓練の実施
		地震	2	2	避難生活計画 第6 避難所の運営 1 避難所運営マニュアルの作成 2 住民等による避難所の運営体制の整備 3 避難所開設・運営訓練の実施
(10) 福祉避難所の指定	市町村は、障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。	水害	2	3	災害時要援護者の安全確保計画 第5 福祉避難所の整備
		地震	2	4	災害時要援護者の安全確保計画 第5 福祉避難所の整備

項目	法令・国防災基本計画等による修正の方向	修正箇所			
		編	章	節	項目名
(11) 避難行動要支援者名簿の整備	市町村は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、法第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿(以下、「名簿」という。)を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。 また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 1 氏名 2 生年月日 3 性別 4 住所または居所 5 電話番号その他の連絡先 6 避難支援等を必要とする事由 7 上記に掲げるものほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項	水害	2	3	災害時要援護者の安全確保計画 第2 避難行動支援者名簿の整備
		地震	2	4	災害時要援護者の安全確保計画 第2 避難行動支援者名簿の整備
(12) 早めの避難行動	地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告等の発令基準、災害発生のおそれがある場合の早めの避難行動など避難に関する知識	水害	2	5	防災教育計画 第2 県民に対する防災教育 1 普及の内容
(13) 水害保険・共済への加入促進	水害保険・共済への加入促進に努める。	水害	2	5	防災教育計画 第2 県民に対する防災教育 1 普及の内容
(14) 地区内の防災活動の推進	地域住民、事業者が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動の推進、住民の防災意識向上の取組に努める。	水害	2	6	防災訓練計画 第1 訓練の考え方 1 市町村
(15) 関係機関での平時からの関係構築	災害時には状況が変化し、詳細な情報伝達をするいとまがなく、情報発信側の意図が伝わらない事態は発生するため、関係機関は防災対策の検討等、平時から災害時の対応について、コミュニケーションをとるなど、「顔の見える関係」を構築するよう努めるとともに、訓練等を通じて、関係を持続的なものにするよう努める。	水害	2	6	防災訓練計画 第2 県・市町村が実施する訓練 2 県 3 その他
(16) 地区防災計画の策定	市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。 市町村防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、市町村地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。	水害	2	7	自主防災組織の育成等に関する計画 第4 地区防災計画の策定等
		地震	2	8	自主防災組織の育成等に関する計画 第4 地区防災計画の策定等
(17) ボランティア団体等との情報共有する場の設置	地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動の展開に努める。	水害	2	26	ボランティア活動支援計画 第1 災害ボランティア本部の設置
		地震	2	32	ボランティア活動支援計画 第1 災害ボランティア本部の設置
(18) 避難勧告等の発令	市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準に則って、避難勧告等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、夜間であっても躊躇なく発令する。また、災害の種類によって以下の事項に留意する。 (1)水害 被害が広範囲に及ぶことがあることから、避難に必要なリードタイムを考慮して、浸水が想定される区域に速やかに発令する。 (2)土砂災害 受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、土砂災害メッシュ情報などを基にできるだけ対象範囲を絞り込んで発令する。	水害	3	1	避難行動計画 第1 避難勧告等の発令 2 避難勧告等の発令
(19) 適切な避難行動の実施	市町村は、災害状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の状況等により「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった住民が適切な避難行動をとれるよう努める。 指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊(崖崩れ)が想定される区域では、屋内での安全確保措置が有効な場合もあるが、土石流が想定される区域においては、自宅の2階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内での安全確保措置をとるべきではない。	水害	3	1	避難行動計画 第1 避難勧告等の発令 2 避難勧告等の発令
		水害	3	1	避難行動計画 第2 住民に求める避難行動 1 土砂災害

項目	法令・国防災基本計画等による修正の方向	修正箇所			
		編	章	節	項目名
(20) 食事のみの被災者の把握	市町村は、避難所に食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。	水害	3	2	避難生活計画 第4 在宅被災者等への支援
		地震	3	2	避難生活計画 第4 在宅被災者等への支援
(21) 非常参集の際の安全確保	地方公共団体は、発災後、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う際には、職員の安全の確保について、十分に配慮する。	水害	3	5	活動体制計画 第1 防災組織計画
		地震	3	6	活動体制計画 第1 防災組織計画
(22) 被害情報の一元集約等	報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。	水害	3	6	災害情報の収集・伝達計画 第3 早期災害情報の収集 2 実施機関
		地震	3	7	災害情報の収集・伝達計画 第2 早期災害情報の収集 2 実施機関
(23) 緊急通行車両の通行確保	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	水害	3	14	道路等の災害応急対策計画 第2 道路啓開と応急対策 1 道路啓開
		地震	3	17	道路等の災害応急対策計画 第2 道路啓開と応急対策 1 道路啓開
(24) 災害医療コーディネーターの活用等	都道府県は、DMATの活動と並行または終了以降、JMAT・日本赤十字社など医療関係機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、被災地における医療提供体制の確保・継続を図り、その調整に災害医療コーディネーターを活用する。またチーム等の交代により医療情報が断絶されないように、診療情報の適切な引継ぎを実施するよう努める。	水害	3	18	医療救護計画 第1 医療救護活動 2 県(県医療救護本部)
		地震	3	24	医療救護計画 第1 医療救護活動 2 県(県医療救護本部)
(25) 備蓄物資等の供給	県は、市町村からの要請に応じ、または被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、物資を確保し供給を行う。また、県は被災市町村へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。	水害	3	21	食料、生活必需品の供給計画 第1 県、市町村、住民の役割分担
		地震	3	27	食料、生活必需品の供給計画 第1 県、市町村、住民の役割分担
(26) 水位の通報	水防管理団体管理者又は河川水位観測者が直轄現地指導班長へ報告する下記の水位を追加する ⑤ はん濫危険水位(特別警戒水位)に達したとき ⑥ はん濫危険水位(特別警戒水位)を下ったとき	水害	3	30	水防活動計画 第2 雨量、水位の通報 2 水位の通報
(27) 法の対象となる自然災害	県は、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となる自然災害に該当するものと認めた場合、以下の事項について速やかに内閣府及び被災者再建支援法人に報告するとともに、公示する。 (1)法の対象となる自然災害が発生した市町村名又は都道府県名 (2)当該市町村における住家に被害を受けた世帯数 (3)公示を行う日 (4)その他必要な事項	水害	4	2	被災者の生活の確保 第2 被災者生活再建支援法 4 法の対象となる自然災害の公示
		地震	4	2	被災者の生活の確保 第2 被災者生活再建支援法 4 法の対象となる自然災害の公示
(28) 特定大規模災害からの復興	第4 特定大規模災害からの復興 1 国の復興基本方針 特定大規模災害の復興に際して、特別の必要があるとき、国は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。 特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置されたものをいう。 2 市町村の復興計画 市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。 3 県の措置 県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。	水害	4	7	災害復旧・復興計画 第4 特定大規模災害からの復興 1 国の復興基本方針 2 市町村の復興計画 3 県の措置
		地震	4	7	災害復旧・復興計画 第4 特定大規模災害からの復興 1 国の復興基本方針 2 市町村の復興計画 3 県の措置